

# つちはし事務所通信



〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル  
 TEL 088-611 発行: つちはし社会保険労務士事務所  
 TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
 Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2026年3月1日

# 3

March  
2026



施行待  
ちの改  
正

## 令和8年4月分から子ども・子育て支援金の給与からの控除と給与明細への表示

いよいよ4月から子ども・子育て支援金の徴収(給与からの控除)が始まります。確認しておきましょう。

.....令和8年4月からの協会けんぽの子ども・子育て支援金保険料率.....

●子ども・子育て支援金率 

全国一律	0.23% (4月分給与より控除スタート)
------	-----------------------

- ・医療保険の保険料と合わせて徴収します(標準報酬月額×支援金率)
- ・基本的に支援金額の半分が企業負担
- ・賞与からも支援金を徴収(標準賞与×支援金率)

例) 給与: 25万円  
 標準報酬月額: 26万円  
 子ども・子育て支援金(本人負担)  
 $260,000 \times 0.0023 \div 2 = 299$

★社会保険料額の内訳として子ども・子育て支援金額を、給与明細で健康保険料等と分けて表示することは必須ではありません。ただし、こども家庭庁では、子ども・子育て支援金制度が社会全体で子どもや子育て世帯を応援することを踏まえ、給与明細にその内訳を記載する取り組みについて理解と協力をお願いします。給与ソフトの設定を確認しておきましょう。繰り返しになりますが、令和8年3月ではなく、4月から徴収開始になりますのでご注意ください。

施行待  
ちの改  
正

## 令和8年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、毎年1回、3月分(4月納付分<sup>(補足)</sup>)から適用される保険料率の見直しを行います。令和8年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

.....令和8年3月分からの協会けんぽの保険料率.....

1 健康保険料率〔都道府県単位保険料率〕(引き下げ40、前年と同じ7都道府県)

徳島県	10.24% (10.47%から引き下げ)	香川県	10.02%	高知県	10.05%
-----	-----------------------	-----	--------	-----	--------

2 介護保険料率〔全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

全国一律	1.62% (1.59%から引き上げ)
------	---------------------

★給与計算ソフトをお使いの場合には設定に注意しましょう。  
 〈補足〉厚生年金保険の保険料率(18.3%)については、法律で固定されているため改定はありません。

施行待  
ちの改  
正

## 令和8年度の雇用保険の保険料率 前年度から1,000分の1(0.1%)引き下げ

●令和8年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳(令和8年4月分より変更)〔 〕は令和7年度の率

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率		二事業の料率
		被保険者負担分	事業主負担分	
いわゆる一般の事業	1,000分の13.5 〔1,000分の14.5〕	1,000分の5.0 〔1,000分の5.5〕	1,000分の5.0 〔1,000分の5.5〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕
			計 1,000分の8.5 〔1,000分の9〕	
いわゆる農林水産業 (一部は一般と同じ) 清酒の製造の事業	1,000分の15.5 〔1,000分の16.5〕	1,000分の6.0 〔1,000分の6.5〕	1,000分の6.0 〔1,000分の6.5〕	1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕
			計 1,000分の9.5 〔1,000分の10〕	
いわゆる建設の事業	1,000分の16.5 〔1,000分の17.5〕	1,000分の6.0 〔1,000分の6.5〕	1,000分の6.0 〔1,000分の6.5〕	1,000分の4.5 〔1,000分の4.5〕
			計 1,000分の10.5 〔1,000分の11〕	



★本年3月(健康保険料率・介護保険料率)、4月(子ども・子育て支援金率・雇用保険料率)からの給与計算での設定に注意しましょう。確認したいことなどございましたら、ご連絡ください。

4月より改正

## 「子ども・子育て支援金」ってなに？ 社会全体で子ども・子育て世代を支えます！

前頁でもお伝えした通り、いよいよ4月から子ども・子育て支援金の徴収（給与からの控除）が始まります。事業主や従業員にとっては負担感があるかと思われますので、制度全体を確認し、あらかじめ周知しておきましょう。ポスターやパンフレットの掲示もおすすめです。

.....子ども・子育て支援金で拡充される給付について.....

### 児童手当の大幅拡充（令和6年10月から）

- ・所得制限を撤廃し、全世帯が支給対象に
- ・支給期間を高校生年代まで延長
- ・第3子以降は月額3万円に大幅増額
- ・支給頻度を4か月に1回から2か月に1回に変更

### 新設される育児支援給付制度

- ・育児時短就業給付：2歳未満の子を持つ親の時短勤務時に賃金の10%を支給（令和7年度開始）
- ・出生後休業支援給付：両親が14日以上育休取得で最大28日間手取り10割相当支給（令和7年度開始）
- ・妊婦のための支援給付：妊娠届出時5万円+妊娠後期以降に子の数×5万円支給（令和7年度開始）

### その他の支援制度

- ・国民年金保険料免除：第1号被保険者の育児期間中の保険料免除（令和8年10月開始）
- ・こども誰でも通園制度：0歳6か月～3歳未満児が月10時間利用可能（令和8年度全国実施）
- ・総額3.6兆円の子育て支援拡充の財源として活用



★詳しくは子ども家庭庁ホームページ (<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>) をご参照ください。[ポスター \(PDF/581KB\)](#)、[被用者保険加入者向けリーフレット \(PDF/602KB\)](#) などもありますのでご活用ください。

### あとがき◆つちはし事務所より

- ★3月から4月にかけては年度の切り替わりの時期で、さまざまな制度改正が予定されています。特に、今年の春は、社会保険料関係の変更が“月ごとに”続きますので、注意が必要です。まず【3月分（4月納付分）から】健康保険料率・介護保険料率が変わります。そして【4月分給与から】新たに「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。さらに【4月分から】雇用保険料率も変更となります。つまり、3月と4月で適用される保険料率が異なりますので、自社の社会保険料が当月控除か翌月控除かも含め 給与計算ソフトの設定変更のタイミングを誤らないよう、必ず月ごとに確認をお願いいたします。
- ★特に今年は、「健康保険料率等の変更（3月）」と「子ども・子育て支援金・雇用保険料率の変更（4月）」が分かれているため、うっかり一括変更してしまう、あるいは設定漏れが生じるリスクがあります。給与明細の表示方法も含め、最終確認をおすすめいたします。
- ★子育て支援の拡充は、単なる負担増ではなく、地域の将来を支える仕組みでもあります。徳島で働く若い世代が安心して子育てできる環境づくりは、企業経営にも直結する課題です。制度の趣旨を踏まえつつ、丁寧な社内周知を進めていきましょう。
- ★また従業員101人以上の企業については、4月1日より女性活躍推進法の改正により男女間の賃金差異や 女性管理職比率の公表が義務化されます。該当の企業は準備をお願いします。
- ★つちはし事務所では、月別の保険料率チェック、規程整備などの実務をサポートしております。「3月分はこれで合っているか」「4月からの設定は大丈夫か」など、気になる点がございましたら、お気軽にご相談ください。

